

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 独立行政法人土木研究所法の一部改正

一 目的

独立行政法人土木研究所（以下「研究所」という。）は、建設技術及び北海道開発局の所掌事務に関連するその他の技術のうち、土木に係るもの（以下「土木技術」という。）に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とすること。

二 特定独立行政法人以外の独立行政法人

研究所について、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

三 資本金

研究所の資本金は、独立行政法人土木研究所法附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第九条第一項の規定により政府から出資があつ

たものとされた金額の合計額とするものとする。

四 役員

研究所に、役員としてその長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として理事二人以内を置くことができるものとする。

五 業務

研究所は、一の目的を達成するため、土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等の業務並びにこれらの業務に附帯する業務を行うものとする。

六 主務大臣等

研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令について所要の規定を設けるものとする。

七 独立行政法人評価委員会の意見の聴取

農林水産省の独立行政法人評価委員会への意見の聴取について、所要の規定を設けるものとする。

八 港湾法の規定の特例

港灣法第三十七條第三項の規定の適用については、研究所は、国とみなすものとする。

(第一条関係)

第二 独立行政法人建築研究所法の一部改正

独立行政法人建築研究所について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

(第二条関係)

第三 独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正

独立行政法人交通安全環境研究所について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

(第三条関係)

第四 独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改正

独立行政法人海上技術安全研究所について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

(第四条関係)

第五 独立行政法人港灣空港技術研究所法の一部改正

独立行政法人港灣空港技術研究所について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独

立行政法人とすること。

(第五条関係)

第六 独立行政法人電子航法研究所法の一部改正

独立行政法人電子航法研究所について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。
(第六条関係)

第七 独立行政法人航海訓練所法の一部改正

独立行政法人航海訓練所について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。
(第七条関係)

第八 独立行政法人海員学校法の一部改正

一 法律の名称

法律の名称を独立行政法人海技教育機構法に改めるものとする。

二 独立行政法人の名称

独立行政法人海技教育機構法及び通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を、独立行政法人海技教育機構とすること。

三 目的

独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）は、船員（船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。）に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とすること。

四 特定独立行政法人以外の独立行政法人

機構について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

五 資本金

機構の資本金は、独立行政法人海技教育機構法附則第五条第二項及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律附則第九条第一項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とするものとする。

六 役員

機構に、役員としてその長である理事長及び監事二人を置くこととともに、役員として理事二人以内を置くことができるものとする。

七 業務

機構は、三の目的を達成するため、船員に対する船舶の運航に関する学術及び技能の教授、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究並びにこれらに附帯する業務を行うとともに、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行うものとする。

八 港湾法の規定の特例

港湾法第三十七条第三項の規定の適用については、機構は、国とみなすものとする。

(第八条関係)

第九 独立行政法人航空大学校法の一部改正

独立行政法人航空大学校について、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

(第九条関係)

第十 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行の際現に独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、それぞれ、独立行政法人北海道開発土木研究所の職員にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人海技大学の職員にあつては独立行政法人海技教育機構の職員となるものとともに、この法律の施行の際現に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立法人航海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政法人航空大学の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日において、引き続きそれぞれの独立行政法人の職員となるものとする。

(附則第二条関係)

三 独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学は、この法律の施行の時において解散するものとし、国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務はそれぞれ研究所及び機構が承継するものとする。

(附則第八条関係)

四 国土交通大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人北海道開発土木研究所に使用されている国有

財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、研究所に無償で使用させることができるものとする。

(附則第十条関係)

五 国は、この法律の施行の際現に旧独立行政法人海技大学校法附則第六条の規定に基づき独立行政法人海技大学校に無償で使用させている財産を、機構に無償で使用させることができるものとする。

(附則第十一条関係)

六 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等について規定すること。

(附則第十三条、第十四条及び第十五条関係)